

追い抜かれてない?
あなたの時給



ギクッ



としたら

今すぐ裏面をチェック! ▶

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

2019年
10月3日から

北海道の

地域別最低賃金は
minimum wage

861 時給
円

午後10時~午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算
1,076 時給
円

深夜 時間外 休日 に働くと、割増賃金が適用されるケースがあります。
詳しくは、連合へご相談ください

最低賃金は、

国が法に基づいて定める
賃金の最低額です。

下回ったら法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う
義務があります。
この額を下回ると法律違反となり、労働
者は差額を請求することができます。



都道府県ごとに
毎年見直し!

派遣先の
最低賃金を適用!



派遣で働く方には、派遣元
ではなく、派遣先の地域の
最低賃金が適用されます。



業種によってはより高い
最低賃金が適用される場合も!

「あれ?」と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



いこうよ れんごう に
0120-154-052

祝祭日を除く
平日9:00~17:00
受付中

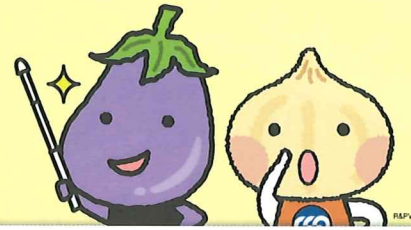
日本労働組合総連合会北海道連合会(連合北海道)
http://www.rengo-hokkaido.gr.jp

連合北海道

検索

あなたの給料が 最低賃金に 追い抜かれていないか

チェック!!



1

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

•ボーナス •残業代 •精皆勤手当
•通勤手当 •家族手当 •その他臨時の手当

2

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?!」「おかしいな?」と思ったら
なんでも労働相談ダイヤルへ!

連合公式
Facebook



 日本労働組合総連合会(連合)



いごうよれんごうに
0120-154-052